

文教くらし委員会記録

開催日時 令和2年12月11日(金) 13:02~15:50

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

尾崎 充典 委員長

中村 昭 副委員長

亀甲 義明 委員

阪口 保 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

今井 光子 委員

欠席委員 1名

乾 浩之 委員

出席理事者 吉田 文化・教育・くらし創造部長

金剛 こども・女性局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 議案の審査について

議第84号 令和2年奈良県一般会計補正予算(第6号)

(文教くらし委員会 所管分)

議第97号 公立大学法人奈良県立大学中期目標の制定について

報第34号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(文教くらし委員会 所管分)

<会議の経過>

○尾崎委員長 ただいまから、文教くらし委員会を開会いたします。

本日の欠席は乾委員です。

本日の委員会において、写真、テレビ撮影による取材があると聞いております。もし取材がある場合は、委員会の審議に支障のないように行っていただくこととして、許可

してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することといたします。

今定例会においては、密集、密接を避けるため、各委員会室の傍聴人を5人に制限しておりますが、本日、当委員会に対し1人の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。

このあと、5人を限度に入室していただきますのでご了承ください。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは案件に入ります。

まず、議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、文化・教育・くらし創造部長、こども・女性局長、教育長の順に説明願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明願います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 文化・教育・くらし創造部所管の令和2年11月定例県議会補正予算案についてご説明いたします。

「令和2年11月定例県議会提出予算案の概要」の4ページをお願いいたします。4、健やかな「都」をつくるをご覧ください。

令和3年度東京2020オリンピック聖火リレー開催事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により来年4月11日及び12日に延期となった、県内でのオリンピック聖火リレーの開催準備経費として541万円の補正予算をお願いするものです。また、令和3年度の事業実施に当たり、今年度中に仮契約事務を行う必要があるため、7,139万円の債務負担行為補正も併せてお願いするものです。なお、債務負担行為補正については8ページにも再掲しております。

東京2020オリンピック聖火リレー開催事業では、今年度に予定していた聖火リレーが延期となりました。開催決定までの準備に要した経費を除き、執行を要しない6,750万円の減額の補正予算をお願いするものです。

東京2020オリンピック聖火を活用した地方創生事業では、来年1月29日から2月2日までの5日間、奈良市ほか、5市町村でオリンピック聖火を展示し、県民が聖火を体感できる機会を創出するため、その経費として430万円をお願いするものです。

次に、5ページをお願いいたします。5、智慧の「都」をつくるをご覧ください。

ムジークフェストなら2021開催事業では、令和3年5月15日から6月6日までの23日間において、奈良県コンベンションセンター等での音楽を中心としたイベントや、社寺等での公演の動画配信などを実施する予定をされており、事前準備の経費として1,340万円の補正予算をお願いするものです。また、令和3年度の事業実施に当たり、今年度中に契約事務を行う必要があるため、6,640万円の債務負担行為補正も併せてお願いするものです。なお、債務負担行為補正については8ページにも再掲しております。

ムジークフェストなら2020開催事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により今年度の開催を中止しましたので、執行を要しない経費について、8,480万円の減額の補正予算をお願いするものです。

次に、6ページをお願いいたします。7、爽やかな「都」をつくるをご覧ください。

給与改定に伴う減額については、文化・教育・くらし創造部に関する減額分は、一般職1,900万円余です。

以上、一般会計補正予算にかかる説明を終わります。

続いて、議第97号、公立大学法人奈良県立大学中期目標の制定についてご説明いたします。

「公立大学法人奈良県立大学中期目標」をご覧ください。

2ページをお願いいたします。令和3年度から6年間の公立大学法人奈良県立大学の第2期中期目標では、第2の基本的な考え方の図に記載しているとおり、県が県立大学に期待することとして、地域の経済・社会・行政等の分野で活躍する地域リーダーをつくるということをミッションとしています。県立大学から輩出される人材が、将来の地域社会を担い、生涯にわたって活躍されることを期待したものです。このミッションを実現するために、教育、研究、地域連携、国際交流、法人運営の5つの柱立てのもと、目指す方向性を定め、具体的な目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいただきます。

3ページをご覧ください。I、教育の分野では、目指す方向性を、地域リーダーを育

成する教育の推進とし、4つの価値目標として、価値目標1、教育内容の充実や、4ページの価値目標2、教育の質保証、価値目標3、学習環境及び教育環境の充実、5ページの価値目標4、附属高校の教育の充実と高大接続の推進を定めており、令和6年4月をめどに地域のニーズを踏まえた工学系の新学部を設置するなど、具体的な実現目標を設定しています。

5ページのⅡ、研究の分野では、2つの価値目標として、価値目標1、研究力の向上、6ページの価値目標2、研究推進体制の充実を定めています。

また、Ⅲ、地域連携の分野では、3つの価値目標として、価値目標1、地域のステークホルダーとの関係構築、7ページの価値目標2、地域のシンクタンクとしての機能充実、価値目標3、学び直しの機会の提供を定めています。

8ページのⅣ、国際交流の分野では、価値目標として、海外の大学との研究・教育交流の充実を定め、また、Ⅴ、法人運営の分野では、4つの価値目標として、ガバナンス体制の充実や、9ページの健全で安定的な法人運営、働き方改革の推進、情報発信の推進などを定めています。

県立大学は、全教職員一丸となって第2期中期目標の達成に向けて取り組み、本県の高等教育が一層充実していくことを期待する内容としております。

続いて、報第34号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてご説明いたします。

「令和2年度一般会計特別会計補正予算案その他」をご覧ください。

50ページから52ページは、自動車事故にかかる損害賠償額の決定についてです。このうち、文化・教育・くらし創造部に関する事故は、51ページの番号9の1件で、事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日については記載のとおりです。

引き続き、安全運転の徹底を図り、事故発生防止に努めていきます。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○金剛こども・女性局長 提出議案のうち、こども・女性局分について説明させていただきます。

「令和2年度一般会計特別会計補正予算案その他」の51ページをお願いいたします。

報第34号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告の自動車事故にかかる損害賠償額の決定についてです。このうち、こども・女性局に関するものは番号11の1件です。

事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりです。

今後は、安全確認の徹底及び公用車の適切な管理について十分指導を行い、公用車使用中における事故防止に努めていきます。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 私からは教育委員会に関する事項についてご説明させていただきます。

「令和2年11月定例県議会提出予算案の概要」をお願いいたします。令和2年度奈良県一般会計補正予算案についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。1、新型コロナウイルス感染症への対応の県立学校感染症対策充実事業です。当事業は県立学校において、感染症対策等を徹底した教育活動や子どもたちの学習保障のための取組を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校の感染症対策等の経費について国より措置されたものです。このたびの国による補助上限額の加算に伴い、6月補正予算での予算化分に加えて、高等学校や特別支援学校など、県立学校45校への追加配分として6,200万円の計上をお願いしております。

次に、6ページをお願いいたします。7、爽やかな「都」をつくるの給与改定に伴う減額です。教育委員会に関するものは特別職と一般職を合わせて3億8,900万円余です。

以上が教育委員会所管の提出議案です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○尾崎委員長 ただいまの説明について質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質問を行いますのでご了承ください。

○今井委員 職員給与の削減の予算案が出ておりますが、今、新型コロナウイルス感染症の問題や、鳥インフルエンザの対応などで、本当に苦勞されている状況の中で、引き下げるべきではないと思いますので、意見を述べておきたいと思います。

それから、県立大学の関係ですが、「公立大学法人奈良県立大学中期目標」の最後のページの価値目標2、健全で安定的な法人運営ですけれども、寄付金、外部資金等の自主財源の確保ということで、期間中年平均1,200万円という数値が出ていますが、どのようなものを想定しているのか、お尋ねしたいと思います。

○山口教育振興課長 例えば、外部の法人などからの寄付金や、民間企業との共同研究などによる外部資金の確保などを想定しています。

○今井委員 今回、奈良県にない工学部をつくるという目標もあり期待しております。

日本学術会議の任命拒否のことが大きな問題になっておりますが、10月5日に軍学共同反対連絡会が、菅首相による日本学術会議の任命拒否に抗議して、撤回を求める声明を発表しております。「学術研究は、時の政府の意向とは独立した論理で進められるべきものであり、それを保証する大学の自治や学問の自由の根幹は、戦前の経験を想起するまでもなく、科学者の職務上の地位がいかなる状況においても尊重されるということである。」ということで、軍事に貢献してきたという、これまでの過去の歴史などもありますので、工学部の設置については、あくまでも学問の自由を尊重して進めていただくよう、意見を申し上げておきたいと思っております。

○尾崎委員長 ほかになければこれをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言をお願いいたします。

○出口委員 賛成します。

○中村副委員長 自民党奈良も賛成します。

○亀甲委員 公明党は賛成です。

○今井委員 議第84号の補正予算案については反対いたします。あとは賛成します。

○阪口委員 賛成です。

○尾崎委員長 新政ならば賛成します。

ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、議第84号中・当委員会書所管分については、委員より反対の意見がありましたので起立により採決を行います。

議第84号中・当委員会所管分を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第84号中・当委員会所管分は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第97号については簡易採決により行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないという発言がありました。異議がないものとして認めます。よって、議第97号については原案どおり可決することに決しました。

次に報告案件についてであります。報第34号中・当委員会所管分については先ほどのご説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますのでご了承ください。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次にその他の事項に入ります。

吉田文化・教育・くらし創造部長から、「(仮称)文化振興条例の制定」について、「第2期奈良県教育振興大綱の策定」について、「奈良県いじめ防止基本方針の改定」について。

金剛こども・女性局長から、「第4次奈良県男女共同参画計画、第2次奈良県女性活躍推進計画の策定」について、「第2次奈良県子どもの貧困対策及びひとり親家庭等自立促進計画の策定」について。

吉田教育長から、「奈良の学び推進プラン」について、「県立学校施設の整備方針(長寿命化整備計画)の策定」について、「令和2年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」について報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告をお願いします。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご報告をお願いいたします。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 まず、(仮称)文化振興条例の制定についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

まず、条例制定の背景です。1ページ左側に記載のとおり3点あります。1点目として文化芸術基本法が改正されたこと。2点目として文化財保護法等の改正により文化財保護行政の知事部局への移管が可能となり、本県の文化行政を一元化したこと。そして3点目ですが、なら歴史芸術文化村の新設を予定していることです。

以上を背景として、条例制定の理由欄に記載のとおり、本県の特性を活かした文化の振興を体系化し、その取組を一体的、有機的に展開するため、歴史文化資源の継承と活用及び文化活動の振興を両輪とする条例を制定し、文化の振興を図りたいと考えております。

条例の目的ですが、本県が目指す文化振興について、基本理念や施策の基本的事項を定めることにより、心豊かな県民生活の実現と活力ある地域社会の実現を目指したいと

考えております。

条例の構成ですが、前文と5つの章立てを予定しております。基本理念や基本的施策など条例の骨子案については、2ページに記載のとおりです。

今後のスケジュールですが、1ページ右下に記載のとおり、12月中旬よりパブリックコメントを実施した上で、2月議会に条例案を提案し、ご審議いただきたいと考えております。

次に、第2期奈良県教育振興大綱の策定についてご説明いたします。資料2-1をご覧ください。

第2期奈良県教育振興大綱については、9月議会の当委員会で概要を報告したところです。その後、11月に開催した奈良県総合教育会議での協議や奈良県教育サミットでの市町村との意見交換を経て、今般、大綱案を取りまとめたところです。

教育振興大綱の位置付け、策定期間・対象期間、策定方法については、資料1ページ左側に記載のとおりです。

2ページの大綱の要旨をご覧ください。大綱の柱となる奈良県教育が目指す方向性については、左側に記載のとおり、本人のための教育とし、一人ひとりの学ぶ力、生きる力をはぐくむこととしております。次に大綱の推進方針ですが、本人のための教育という考え方を基本に、就学前から学齢期、大学、社会人・シニアまで、それぞれのライフステージにおける教育を連続したものとして位置付け、切れ目のない接続を図っていきます。また、学びの場は学校だけではなく、家庭や教育など多様であること、さらに、学びと仕事の円滑な接続が極めて重要であると考え、知事部局と教育委員会がそれぞれの役割を主体的に果たし、市町村や学校、地域、家庭とも連携・協働して施策を遂行していきます。

3ページをご覧ください。大綱に掲げる教育施策の基本方針ですが、5つのテーマについて、目指す方向と施策の方針をそれぞれ記載しております。

まず、1、こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむでは、主に就学前教育について記載しております。乳幼児期は自尊心や利他心、健やかな身体をはぐくむのに最も重要な時期であることを関係者が共有し、なら歴史芸術文化村などの県有施設を活用して多様な教育を実践していきます。

次に、2、学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむでは、主に学齢期の教育について記載しております。子どもたちが社会の変革に対応し、生涯にわたり楽しく学び続け

る意欲を持てるよう、課題を発見して解決する力をはぐくみます。

次に、3、働く意欲と働く力をはぐくむですが、学びと仕事を円滑に接続するため、小中学校、高等学校では、働く意欲と働く力をはぐくむ実践的な教育に取り組みます。

また、県立大学の工学系の新学部の設置など、地域のニーズに応じた人材の育成に力を注いでいきます。

次に、4、地域と協働して活躍する人を育てるですが、奈良県で学んだ全ての方に郷土奈良への誇りと愛着を持ち、活躍していただくことを願い、地域のリーダーを育成するとともに、生涯の学びやスポーツ、文化活動を振興していきます。

最後に、5、地域で個性が輝く環境と仕組みをつくるでは、いじめ防止や不登校対策などについて記載しております。自己と他者を尊重し、違いを認め合う豊かな人権感覚を形成する教育を行うとともに、行政の教育分野と福祉分野が連携して支援を行い、教育の諸課題に対応していきます。

今後のスケジュールですが、1ページの右下に記載のとおり、12月中旬よりパブリックコメントを実施した上で、2月議会の本委員会において最終的な大綱を報告させていただき、令和2年度末の策定を目指したいと考えております。

次に、奈良県いじめ防止基本方針の改定についてご説明いたします。資料3-1をご覧ください。

奈良県いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、本県におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

改定の経緯ですが、国のいじめ防止等のための基本方針が改定されたことや、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定されたことに伴い改定するものです。改定に当たっては、令和元年度から令和2年度にかけて、奈良県いじめ防止対策連絡協議会を開催し、有識者や関係機関の方々から意見をいただいております。

改定の主な内容ですが、いじめ対策についての基本的な考え方として、けんかやふざけあいの中にもいじめがあると考え、いじめの認知に当たる必要があることを追記したほか、重大事態への対処として、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むことなどの内容を追記しております。

今後のスケジュールについては、12月中旬よりパブリックコメントを実施した上で、2月議会の本委員会において最終的な改定方針を報告させていただき、令和2年度末の

策定を目指したいと考えております。

以上で私からの説明は終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○金剛こども・女性局長 こども・女性局所管の、今年度に策定予定の2つの計画について、現在の計画案の概要をご説明いたします。

資料4-1をお願いいたします。「第4次奈良県男女共同参画計画・第2次女性活躍推進計画（案）の概要」です。計画の通称名は、男女でつくる幸せあふれる奈良県計画としております。

まず、1、計画策定の趣旨ですが、未だに課題となっている固定的性別役割分担意識の払拭、男女ともに働き方改革、女性の人権尊重などに関する取組を、引き続き、総合的かつ計画的に推進いたします。

内容としては、男女のワーク・ライフ・バランスの希望を叶えるための実効性のある施策や新型コロナウイルス感染拡大に伴う女性の負担増の状況を踏まえ、男女の活躍を推進するための新しい働き方・暮らし方を普及することなどを盛り込んでおります。

2、計画の期間は令和3年度からの5年間で、3、計画の位置づけ等については記載のとおりです。

2ページをお願いいたします。計画の骨子です。まず、基本理念は、奈良で働き暮らす男女が自らの力を最大限発揮して、ひとりひとりの幸せを実現し、発展する奈良県を目指すとしています。

次に、基本目標ですが、1つ目は、ワークとライフが相互に影響し合い高め合う、ワーク・ライフ・シナジーの視点に立ち、仕事でも、生活でも、自分らしく力を発揮し、幸せを感じられる男女を増やすこと。2つ目は、固定観念の払拭など社会全体の意識の変化を促し、誰もが働きやすく暮らしやすい活力ある奈良県をつくるとしています。

目標達成に向けたプロセスに記載のように、ワーク・ライフ・シナジーの視点に立った、新しい働き方、暮らし方を推進する施策により、まずは個人の行動を促し、次に社会全体へと広げていきたいと考えております。このように、新しい働き方、暮らし方を推進することで男女の意識変容を進め、男女共に活躍できる土壌を整えることにより、奈良県の発展につなげていきたいと考えています。

3ページをお願いします。施策体系と評価指標です。基本目標の達成に向けた施策体系として、5つの推進施策を掲げております。右側の評価指標は、働き方、暮らし方、考え方に関する指標として、10の指標を設定しております。

4 ページをお願いします。5 つの推進施策の主な取組です。

まず、1、多様性を重視した誰もが働きやすい環境づくりとして、なら女性活躍推進倶楽部登録企業等と連携した女性の就労継続・再就職に向けた取組や、若年期からのキャリア教育を推進します。また、新しい生活様式に対応した女性の起業支援や雇用の場の創出に向けた取組を推進します。

次に、2、男女がともに支え合う家庭生活の実現として、男性の育児休業の取得を促進するなど男性の家事・育児参画の推進や、保育施設の整備に対する補助等、保育サービスの充実など、多様な主体による子育て支援を推進します。

5、男女共同参画社会の基盤づくりでは、男女共同参画・女性活躍の意識づくりとして、幼少期からの男女共同参画教育を推進するほか、県行政における女性活躍推進や、県の審議会における女性登用の促進などの取組を推進いたします。

次に、資料5-1をお願いします。「第2次奈良県子どもの貧困対策及びひとり親家庭等自立促進計画（案）の概要」です。計画の通称名は、奈良っ子未来輝きプランとしております。

まず、I、計画策定の趣旨等ですが、昨年度に実施した、子どもの生活に関する実態調査等の結果から、困難を抱える子育て家庭に関しては、経済的、時間的、社会的なつながりの面で、依然として厳しい状況にあることが明らかになりました。このため本計画では、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、安心感と希望を抱きながらはぐくまれる社会の実現に向け、子どもの育ちと子育てを支える取組を推進していきます。

計画期間は令和3年度からの5年間で、根拠法令等は記載のとおりです。

次に、II、計画の基本的な考え方です。

1、基本理念の1つ目は、経済的困難等を抱える親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮することができる社会を目指す。2つ目は、経済的困難等を抱える子育て家庭の子どもが、安心感と希望を抱きながらはぐくまれ、夢への挑戦の機会を保障する社会を目指すとしています。これを受け、2、基本目標は、経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭が、自立・安定した生活の中で地域で孤立することなく、子どもの伸びていく力をはぐくむことができるよう支援するとしています。

2 ページをお願いします。III、計画の基本方向と施策の4つの柱です。

左側は、実態調査等の結果から、困難を抱える子育て家庭に関する7つの課題を、親、

子ども、行政に着目して整理し、右側に、それぞれの課題解決のための基本方向を記載しています。

まず、親の経済的貧困及び時間的貧困の課題解決の基本方向は、ひとり親・生活困窮家庭等の親への就労・生活自立支援です。次に、子どもに関しては、家庭の経済的困窮等により、将来的な進学、その後の就職への影響など、貧困の連鎖が懸念されることから、基本方向を子どもの生活と学びの支援としています。親と子どもの人とのつながりの貧困の課題については、多様な人が子どもをはぐくむ地域づくりを基本方向としています。また、行政の課題としては、市町村における子どもの貧困対策計画等の策定率が低いことや、地域でひとり親家庭等を支援する体制の基盤が弱いことから、福祉・教育等施策横断による親子支援体制づくりが必要であると考えています。右側に、それぞれの課題解決のための施策を、4つの柱として整理しております。

3ページをお願いします。IV、施策の体系です。4つの施策の柱について、10の推進施策、35の主な取組内容を記載しています。主な取組については評価指標を設定しております。

4ページをお願いします。V、計画における重点取組です。12の重点取組の中でも主な取組として、(1)暮らしの安定のための子育て・生活支援として、②ひとり親等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

(2)経済的自立のための就労支援としては、④ひとり親等の雇用促進のため、県内就労支援機関や事業所等と連携し、就労支援充実のための調査・研究を実施したいと考えています。

また、(3)養育費確保と面会交流の支援として、⑤親が離婚前の手続や離婚後の生活で困らないよう、子どもの養育や生活等について考える機会を提供します。

(7)身近な親子を日常的にあたたかく見守る人づくり・地域づくりとして、⑨子ども食堂の普及を図るとともに、地域の多世代の多様な人が参画する親子支援地域ネットワークの構築に取り組みます。

(10)支援が必要な親子に日常的に寄り添い適切なサービスに結びつける仕組みづくりとして、⑩子育て家庭や妊産婦等を切れ目なく支援する市町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村が設置できるよう支援します。

以上が次期計画の概要です。今後、先ほどの計画と同様、パブリックコメント等の手続を経て、最終的な計画案を2月議会で改めて説明させていただきたいと考えております。

す。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○吉田教育長 それでは、奈良の学び推進プランについて説明させていただきます。資料6をご覧ください。

1 ページをお願いいたします。第1、奈良の学び推進プランの策定にあたってですが、1には策定の趣旨について記載しております。奈良の学びを実現するために、20ページには資料として奈良県学校教育の指導方針を付けておりますが、この指導方針が目指している、確かな学力の育成、豊かな人間性の育成、たくましい心身の育成、この3つを普遍的な目標としております。これらと関連づけながら、大綱で示された施策の方針に基づいて、テーマごとに県教育委員会が所管する学校教育をはじめ、家庭や地域の教育、社会教育などの各分野において20の主要施策を定め、奈良の学び推進プランを策定したところです。

2にはプランの位置付けを記載しておりますが、本プランは教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画、いわゆる教育振興計画として位置付けております。3に記載のとおりプランの期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間としております。

2ページをお願いいたします。第2、データから見た奈良県の子どもの状況として「学力、学習意識」「規範意識、自分自身に対する意識」「体力、運動能力、運動習慣」についてデータをまとめております。

3ページをお願いいたします。第3、主要施策ですが、1、施策体系として、第2期奈良県教育振興大綱「教育施策の基本方針」に基づいて奈良県教育委員会が取り組む20の主要施策について、5つのテーマごとに示しております。

4ページをお願いいたします。ここからは、2、テーマごとの主要施策として、大綱のテーマごとに20の主要施策の4年間における推進方針と実現目標を示しております。大綱の1つ目のテーマ、こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむでは、主要施策(1)として、就学前教育の充実を挙げております。その推進方針と、方針を実現するための実現目標として4点、取組内容と目標・目標値を示しております。19ページまでが同様に、残り19の主要施策について記載しております。

このプランにより、教育関係者はもとより、教育に関わる全ての人々と、奈良の学びの目指す方向性を共有し、奈良県の未来を創る子どもたちの夢を育み、夢を実現できる

教育を推進していきます。

なお、このあとはパブリックコメントを実施し、いただいた意見を元に再度修正を重ね、2月県議会で報告させていただきます。

続いて、県立学校施設の整備方針（長寿命化整備計画）策定の検討状況について報告いたします。

資料7をご覧ください。まず、目的ですが、県立学校では、築30年以上経過している建物が8割に達しており、今後10年から20年の間に一斉に更新時期を迎える見込みです。

そこで、1つ目は、学校施設に求められる機能・性能を確保すること。2つ目は、中長期的な施設整備に関するトータルコストの縮減。3つ目は、施設整備を一時期に集中させずに財政負担の平準化や人員配置の適正化を図りつつ、計画的かつ効率的な施設整備を推進するという、主にこの3つを目的として、令和2年度中に県立学校施設の整備方針、長寿命化整備計画と呼んでおりますが、これを策定したいと考えております。

次に、本計画の位置付けですが、全国的に各種インフラの老朽化が進んでいることから、国においてはインフラ長寿命化基本計画の策定をしており、地方公共団体も長期的な視点を持って各インフラの更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことが求められております。

それを受けて奈良県では、奈良県公共施設等総合管理計画を平成28年3月に策定しており、その下位計画となる個別施設計画として、今般、学校施設版の計画を策定するものです。

また、長寿命化整備計画については、文部科学省から全ての自治体に、令和2年度までに策定するように要請されており、今後、本計画策定が公立学校施設整備の国庫補助事業の申請要件となります。

次に、1ページの下段ですが、今後の学校施設の整備は、県立学校の再編と密接に関連するという認識のもとで、当該計画は、現在の適正化計画の期限である令和9年度までを対象期間とすることにいたしました。

今後も高校生の人口動態などを踏まえた再編成の議論に合わせて見直しを行い、計画に反映させていきたいと考えております。

次のページからが、奈良県立学校施設長寿命化整備計画案の概要で、2枚にまとめております。2ページには学校施設の整備方針①②、3ページには整備方針③としてまと

めております。

それから、3ページの7、学校施設の機能・性能向上をご覧ください。空調設備については、普通教室、特別教室共に全国平均を上回る設置率となっております。今後は必要性の高い特別教室や屋内運動場への空調設置に取り組みたいと考えております。また、トイレの洋式化、情報化教育への対応等についても取り組みたいと考えております。

8、学校施設の維持管理をご覧ください。法定点検や日常点検などにより危険箇所を早期発見し、対応していくとともに、学校ごとの施設台帳（学校施設カルテ）を作成し、点検を行いながら、今後の施設整備に活用していきたいと考えております。

次に、「令和2年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」についての説明です。

この報告書は、過日、県議会議長に提出し、委員の皆様にもお配りしました。

教育委員会では平成20年度より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行っております。今年度も、令和元年度の事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、報告書を作成いたしました。

2ページをお願いいたします。点検・評価の概要として、目的、実施方法等を記載しております。点検評価の実施に際しては学識経験者の知見を活用することが義務づけられており、6名の委員による教育評価支援委員会を8月27日に開催し、その意見などを参考にしております。

3ページをお願いいたします。令和元年度教育委員会の活動状況として、年間18回開催した定例教育委員会会議と、年間1回開催した臨時教育委員会会議について、開催状況を記載しております。

なお、定例教育委員会及び臨時教育委員会の会議内容については、会議録と資料を教育委員会のホームページに掲載しております。

4ページをお願いいたします。教育委員の研修状況等の活動状況を記載しております。昨年度は教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況把握のため、また、本県の教育施策の参考とするため、県内4か所の学校を視察するとともに、各校の先生方と意見交換を行っております。

5ページをお願いいたします。ここからは、昨年度に実施した教育施策についての点検・評価の結果を記載しております。1、施策の体系をご覧ください。平成28年3月

末に教育振興大綱が策定されましたので、以降は大綱の施策の分類に従って、大学教育を除く14の施策を評価単位として、点検評価を実施しております。

6ページをお願いいたします。6ページから45ページまでは、14の施策について点検評価をした内容を、それぞれ2ページから3ページの評価シートにまとめ、掲載しております。各シートでは、施策の現状と課題、令和元年度の取組状況の評価と今後の主な取組（令和2年度）を示しております。8ページのように空いたスペースを活用して令和元年度の取組の様子を具体的に紹介しております。

県教育委員会では大綱の実行に向け、年度ごとの主な取組と指標及び目標値を掲げた奈良県教育振興大綱アクションプランを策定しております。このアクションプランに掲げられた取組と指標及び目標値を点検・評価に当たっての規準とし、事業の進行管理に資することとしております。

46ページをお願いいたします。46ページから50ページは、教育振興大綱に示した重要業績評価指標のうち教育委員会所管のものを一覧にしております。基準値は大綱策定時に用いた値、現状値は令和元年度または直近のものです。

51ページをお開きください。51ページから53ページには、教育評価支援委員会からいただいた意見等を記載しております。これらの意見を参考に、今後もの確な点検・評価の実施に努め、より効果的な教育行政を推進していきたいと考えております。

なお、この報告書については、速やかに県教育委員会のホームページに掲載し、公表いたします。また、各市町村教育委員会に報告書を送付するとともに、各学校にもお知らせいたします。県民お役立ち情報コーナーにも配置することとしております。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○尾崎委員長 次に、その他の事項も含めて質問があればご発言願います。

阪口委員と今井委員から、資料の配付の申し出がありましたので、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いいたします。

○阪口委員 7件通告しております。

1点目は山辺高等学校のサッカー部の部活動についてです。

本年6月に山辺高等学校でパワーハラスメントがあり、ボスコヴィラが保護者から訴えられているということで、それについての経緯と協定書がどのようなものになっているか、このときは、県民からおかしいのではないかという意見をいただいていた質問でした。今般、テレビ、新聞等の報道では、サッカー部の10人の生徒が寮で飲酒をしたと

のことで、前回は社会体育の位置づけや、クラブについて経緯と詳細な説明をしていた
だき、「ああ、そうかな」と思ったわけですが、また今回、このような報道があったの
で、事案の経緯と学校で飲酒をした生徒への生活指導がどのようなものなのか、お聞き
したいと思います。

○山内学校教育課長 事案の内容を簡単に説明いたしますと、ボスコヴィラサッカーア
カデミーと提携している山辺高等学校のサッカー部に所属している生徒が、寮において
8月及び9月に集団で飲酒したというものです。

まず、ボスコヴィラサッカーアカデミーが飲酒の疑いがあることを把握し、その後、
その旨を学校に報告しましたが、その後の対応として、学校が詳しく確認していなかつ
た、また確認が遅れたということで、12月4日になって飲酒の事実が確認されたとい
うのが事案の流れです。

現在の指導の状況ですが、本日、12月11日から特別指導に入っています。特別指
導とは、問題事象等が起きた場合に、各高等学校で特別なプログラムを組んで指導す
るというものです。

○阪口委員 この学校は地域の振興ということもあって取り組まれていると思いますが、
実態は、ボスコヴィラサッカーアカデミーに平成29年4月に入部した1期生は20人
で、そのうち10人が退学しているわけです。また、2期生は平成30年4月に19人
が入部して、9人退部しているということです。その中で他校に転学したり、退学した
生徒がいるというのが実態ではないかと思うのです。

確かに、奈良市、事業者である有限会社天平フーズ、自治会、県立山辺高等学校校長
の4者で協定書を締結し、山辺高等学校の生徒募集や地域発展のためにされていると思
いますが、実態はかなり違います。また、「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」
を平成30年5月に教育委員会から出されていますが、部活動の意義として、学校教育
の一環としてスポーツに関心を持つ同校の生徒が教員等の指導のもとに、特に生徒のス
ポーツ活動と人間形成を支援するといったことがマニュアルにあるわけです。運動につ
いても適切な練習時間、休日等の設定、安全管理、体罰等の根絶と、非常にすばらしい
マニュアルを作られているわけです。

県の部活動に対する方針と、山辺高等学校のサッカー部の現状は乖離していると思
いますが、その点についてお聞きします。

○吉田教育長 阪口委員のおっしゃるとおりです。

まず、ボスコヴィラサッカーアカデミーと山辺高等学校の運動部をどのように位置づけていくのかということですが、当初、社会体育として練習して、大会には山辺高等学校の教員が引率して部活動として出るという、ある意味では割り切った対応でスタートしておりました。

それから、阪口委員お述べのように、部活動を辞めた生徒については、退寮も含めて、退学の生徒が出てきているのではないかとということですが、これは既に軌道修正をしております。山辺高等学校とボスコヴィラサッカーアカデミーの間では、ボスコヴィラサッカーアカデミーを辞めると山辺高等学校を辞めなければならないという対応をしていたわけですが、これは学校の部活動としてはふさわしくないということで、そのような関係を今は徐々には改善しておりますけれども、私は抜本的にしっかり改善すべきではないかと考えております。

今、この事象に対して、まず、どのように対応するのかということですが、山内学校教育課長は詳しく説明しませんでしたけれども、この原因は初期対応で、10月7日にボスコヴィラサッカーアカデミーから飲酒の疑惑があったという報告が学校にされております。9月に飲酒事案が起こっており、地方大会に出る前の話であり、その報告に対して学校が山辺高等学校の生徒として指導する責務があったわけですが、そういったことをせずに、結局は合意書に基づいてボスコヴィラサッカーアカデミーで起こったことはアカデミーでということ、飲酒事案が起こっていても家庭内飲酒のような感覚で取り扱っていた、という事実が判明してきております。

この件に関しては、本日午後4時15分から私から会見をさせていただきますが、ここが一番重大だという認識を持っておりますので、本日、校長を文書訓告としております。

学校とボスコヴィラサッカーアカデミーが、飲酒した生徒を山辺高等学校の生徒として、どのように指導するかということ、今後は重大なことと受け止めていただくという意味で、そのような対応を取らせていただいております。

○阪口委員 問題点は2つです。

1つ目は、この協定書が円滑に働いていないということで、将来、協定書の破棄もしくは抜本的な見直しが必要ではないかと思っております。現在、訴えられているのは有限会社天平フーズですが、協定書には山辺高等学校校長も入っているわけで、訴訟対象はボスコヴィラサッカーアカデミーだけに限らないわけで、訴訟する人はどこを対象にするか

分かりません。やはり4者の中に山辺高等学校が入っているということは教育委員会にも責任があるのではないかと思います。一般の人はボスコヴィラサッカーアカデミーの指導に問題があるということは分かっていないのです。「報道では大変なことになっている。」、「山辺高等学校はどうなっているのか。」ということで、私から説明していますが、こういったことが頻繁に報道されると、ほかの生徒にとって不都合を来すと思います。

2つ目は、全国大会に出してあげたいという吉田教育長の熱意は分かるのですが、やはり全国大会ありきでは困るわけです。全国大会に参加させない、参加させるというのは私たちの権限ではないので、最終的にこれを決められるのは、学校なのか教育長なのか保護者等なのか、そのことについてもお聞きします。

○吉田教育長 まず、現行の協定書は破棄する予定です。できれば1月1日から教育委員会も入った協定書を作成し、その協定書に基づいて今後は運用していきたいと考えております。

それから、先ほど言いましたように、問題は3か月前に起こったことについて、きちんと指導しきれていないということで、全国大会に出る出ないにかかわらず、飲酒をしたという行為に対しては、学校としてきちんと指導しなければなりません。1週間の特別指導ですが、教育委員会が参加してメニュー化しております。特別指導の時間割を作って、教育委員会と学校とが一緒になって特別指導を実施していくこととなります。

今、学校の運営委員会での判断は参加であり、学校としては辞退するという決定はしておりません。教育委員会と一緒にしっかり特別指導をして、問題行動について考えさせる。道徳は教科化されていますが、彼らは道徳の教科を受けずに高等学校に入っておりますので、道徳に関する授業も含めて特別指導をメニュー化して、そして最終的には1週間後に教育次長と校長が個別に本人と面談して、改善、改心が見られれば、その生徒たちも含めて参加するというように進めていきたいと学校は決定しております。

○尾崎委員長 全国大会についてもう1度。

○吉田教育長 全国大会への参加は辞退いたしません、辞退しないということを運営委員会で決定しております。

ただし、今のままでフルメンバーで参加をするという決定はしておりません。特別指導をする10人に対しては、最終日に教育次長と校長が面談して、完全に特別指導の効果があつたということを見極めた上で、参加できるかどうかの判断をしていきたいとい

うことです。

○阪口委員 私の意見は申し上げましたので、もう繰り返しません。

2点目の質問に入ります。お手元に「高校耐震化関連工事の不適切な分割発注について」ということで、資料を2枚配付しております。1枚は読売新聞の記事で、もう1枚は私が作成した資料です。私が作成した資料は、読売新聞の記事、重いので持ってこれませんでしたが開示請求をしたもの、吉田教育長の記者会見の新聞資料等を見て作成しました。

まず、1点目は、監査委員が平成31年4月22日に監査に入って、令和元年9月に監査結果報告が出されて、高田高等学校での不適正な随意契約の発表がありましたが、その指摘にもかかわらず高田高等学校は随意契約をしました。それが令和2年9月の監査結果報告にあります。

2点目は、郡山高等学校についてですが、業者は違いますけれども、随意契約をしたということで、監査委員が指摘しております。

3点目は、新聞報道等での吉田教育長の発言等で知ったわけですが、類似した不適正な随意契約が奈良朱雀高等学校、磯城野高等学校、王寺工業高等学校でもあったということです。王寺工業高等学校については、私は3件ではないかと思うのですが、県教育委員会学校支援課によると2件ということです。3件なのか2件なのか聞きたいと思います。

4点目は、開示請求したところ、大宇陀高等学校にも類似の事案があると思います。これについては不適正と思われているのか、思われていないのか。

これらのことについて、整理して質問に入りたいということです。

○春木学校支援課長 高田高等学校の住民監査請求を受けて、県教育委員会において、平成28年度から令和2年度までの5年間、各学校が高田高等学校と同様の耐震関連工事を行った分について内容を確認したところです。

その際、具体的には契約日が近いもの、近接性があるもの、施工業者が同一であるもの、工事内容の関連性・類似性があるもの、また、工事場所の近接性・同一性があるものといった条件で、形式的、外形的に一体的な発注が可能ではないかと思われるケースを確認したところです。

それにより、奈良朱雀高等学校の2件を1件に、磯城野高等学校の3件を1件に、王寺工業高等学校の2件を1件にできたのではないかと考えているところです。

○**阪口委員** 王寺工業高等学校は2件ということですが、私は3件について開示請求しています。分割発注しているのので2件とはどの契約なのか、また、大宇陀高等学校についてはどのようにお考えなのかお聞きします。

○**春木学校支援課長** 王寺工業高等学校については、焼却炉ダイオキシン洗浄処分工事と校舎解体に伴う解体・撤去工事の契約日が同一であり、1つにできたのではないかと考えておりますが、校舎解体に伴う公使室新設と駐輪場撤去工事については、さきの契約から3週間以上期間が離れており、1つにすることは難しかったのではないかと考え、2件と申し上げました。

また、大宇陀高等学校についても同様に考えており、化学室・準備室の改修工事については令和元年6月17日に契約、食物室・準備室改修工事については7月11日に契約と、期間が離れているため、一体的に発注するのは難しかったと考えております。

○**阪口委員** 監査委員が指摘をしたのは平成31年4月22日です。今年の3月に、私は予算審査特別委員会で当時の中西学校支援課長に質問しました。中西課長は「不適切な随意契約であった」と謝罪をしたと思います。

監査結果が出た後も、各学校で随意契約を行っていますが、監査委員の指摘をどのように考えているのか。私は予算審査特別委員会で質問をしていますが、王寺工業高等学校においては、契約日が令和2年5月21日であり非常に近い日です。監査委員の指摘をどのように各学校に反映させたのか、お聞きしたいと思います。

○**春木学校支援課長** 高田高等学校において平成31年4月22日に指摘を受けておりますが、監査で不適正な分割発注だという指摘を受けたときに、その情報を速やかに教育委員会事務局や、他の全ての県立学校で共有することができていなかったと考えております。

今年に入り、4月に学校支援課から各県立学校に対し、不適正な分割発注等を行わないよう注意喚起をする通知を行っておりますが、昨年度に行っておくべきだったと考えております。

○**阪口委員** 私が問題にしているのは、250万円以下であれば随意契約ができるが、分割発注を繰り返すと随意契約違反になるということです。

それから、県民の税金ですので、随意契約をすることで工事発注価格が高くなるのではないかと思うので、そのようなことは避けたいということで問題にしているわけです。

ただし、今回、監査委員からは「県に損害が生じているとは認められない」という指

摘があるため、これについては、こちらもう少し調査して監査委員に反論すべきことだと思いますので、金額がどうであるかについては、ここには監査委員はいませんし、訴えている相手先が知事等ですので、損害については、ここではこれ以上は申し上げません。

今回も前回も、学校支援課の春木課長、中西前課長は、きちんと対応していただいていると思います。吉田教育長も、私は直接聞いていませんが、記者会見等をされて、対応マニュアルなど、いろいろなことについて真摯に対応されていると思っています。

きちんとしていかないと学校長に迷惑がかかっていきます。調べていくと、今回の耐震関連工事で主導的な役割を果たしているのは事務長ではないかと思うのです。学校長は契約の締結権者であるため、損害賠償については、学校長もきちんと対応していかないと訴えられる側になると思います。

最後に吉田教育長に、耐震化関連工事の適正化に向けての対応と決意をお聞きしたいと思います。

○吉田教育長 校長も私もそうですが、予算関係に若干弱いところがあります。監査に対する認識が、自分自身も校長も甘かったということは、反省点として挙げられると思います。

この件を検証すると、耐震化の本体工事は学校支援課、事前の準備工事はそれぞれの学校ですという暗黙のすみ分けが根強く続いており、そのため、大きな工事金額になったときに、学校が夏休みまでに対応するということになる、どうしてもこのような対応に頼らざるを得なかった。教育委員会と学校との連携を密にするということは口では言えますが、先ほどの山辺高等学校とボスコヴィラサッカーアカデミーもそうですが、すみ分けをしすぎて連携ができていない。

今回の件も、連携ができていないことから起こっており、一定の予算が確定する中で、どのように学校に配分し、どのように学校で契約してもらうかを、学校と事前協議することは可能だと思っておりますので、しっかりと事前に協議すべきでした。

今回の件の責任は、私と校長にあると思っておりますので、私みずからは自主返納という形で責任を取らせていただいた。

これからは、分割発注になること自体を避けなければならない。少額随契で早くしなければいけないものは早くしていただき、当然、大きなものは入札するということを事前に協議していけば、分割発注は一切起こらないと思っておりますので、そうしたガイ

ドラインの作成も含めて取り組んでいきたいと思っております。

○**阪口委員** 今回、教育委員会、学校支援課は真摯に対応していただいていると思っております。しかし、長年の慣習がずっと続いて随意契約を繰り返しているということで、調べていますが、ほかにもあるわけです。

次の質問は、先ほど説明のあった公立大学法人奈良県立大学の中期目標についてです。このとおりいけばよいとは思いますが、危惧することがあるので、その点について質問します。

令和6年4月を目標として工学部を設置するということですが、ご存じのように奈良県の人口は19年連続して減少しており、145万人をピークに令和2年度は約132万人かと思えます。

学生も減少しており、吉田教育長から説明のあった「県立学校施設の整備方針（長寿命化整備計画）の策定」の2枚目を見ると、県立高等学校の生徒数は、平成2年度の4万2,153人をピークに、令和2年度は2万2,026人と、約48%減少しているわけです。

大学の将来は非常に厳しく、よほど努力しないと大学が淘汰されていきます。例えば大阪では、今、市大と府大の統合等が行われているわけです。このような現状において、奈良県が工学部を設置する場合、設置費用に見合うぐらい生徒が集まり、発展をすればよいのですが、もし集まらなかったら県の負担は非常に大きいと思うのです。

そこで、現在の県立大学において奈良県出身者がどれぐらいいるのか、また、工学部の設置費用はどれぐらいを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○**山口教育振興課長** まず、公立大学法人奈良県立大学における県内出身者の人数ですが、令和2年4月の大学の在籍者数は657名で、そのうち県内出身者は78名であり、約12%です。

また、新学部の設置費用についてもご質問をいただきましたが、設置費用については、今後、検討を始める予定です。

○**阪口委員** 現段階ではそれぐらいしか答弁できないのかと思えますが、非常に厳しい状況での船出になるので、私は危惧しているわけです。

現在の場所に工学部を設置するのであれば、費用負担もあまりないと思えますが、別の場所に建てるとなると、かなりの費用負担になると思うのです。

県立大学である限り、やはり県内の生徒が大学へ行く、県立大学附属高等学校へ行く

ということでなければ県民からは不満が出ます。

12%が高いのか低いのかというと、低いと私は思います。例えば、滋賀県立大学ですが、人口は奈良県と滋賀県はあまり変わりません。滋賀県立大学のホームページ等によると、新入学生のうち県内出身者は32.4%であり、それでも前年度より4.1ポイント減少しているということです。

やはり、今後進めていくに当たっては、人口の減少、生徒数の減少、県の財政等に鑑みて進めていただきたいというのが私の気持ちです。

次の質問も県立大学のことです。

先般、生駒市の保護者から、「なぜ県立大学附属高等学校の入試を延期したのか。」と連絡がありました。「そうであれば、阪口先生、うちの子どもがその高等学校へ行きたかったので、西の京高等学校を閉校しないで続けてほしい。」ということでしたので、私は、教育委員会と知事部局の違い、また、議会で議決されたので、文教くらし委員会で発言してもひっくり返すことは難しい、ただし、いただいた思いについては伝えると説明しました。

開校を1年延期しましたが、生徒確保に向けての進捗状況と、200人ほどの生徒を採らなかったわけですから、その分について県教育委員会は具体的にどのように対応しているのかお聞きします。

○山口教育振興課長 県立大学附属高等学校の開校延期に伴う現在の進捗状況についてお答えいたします。

令和4年4月の開校に向けて、附属高等学校に対する理解が不十分な生徒が入学することがないように、引き続きコロナ禍への対応をしっかりと検討するとともに、与えられた時間で、附属高等学校の教育内容について、積極的に情報提供を進めているところです。

最近の具体的な動きとしては、10月19日に附属高等学校のホームページで学校紹介のプロモーション動画を公開、また、11月27日と11月28日に、県内中学校関係者向けに学校説明会を開催したところです。

今後も、既存校以上に丁寧な説明が求められる新設校ですので、順次、教育関係者、中学生や保護者向けの説明会を開催し、附属高等学校の魅力を丁寧に説明していく予定です。

○山内学校教育課長 県立大学附属高等学校の開校延期に伴う県教育委員会の対応につ

いてです。

県立高等学校の募集人員に関しては、その年の中学校3年生の総数を踏まえて全県的に策定しております。今回の入学者選抜における中学校3年生の数の動向ですが、本年は408名の減、特に公立中学校は272名の減となっており、これらを踏まえて募集人員を策定したところです。

なお、北部において普通科等を希望する生徒に対する進路選択の幅を広げる対応も必要という認識を持っており、今回は高円芸術高等学校及び法隆寺国際高等学校でそれぞれ1学級増を行いました。

また、生駒高等学校での学級数の維持、国際高等学校の募集を全て特色選抜で行うこと、添上高等学校の普通科に新たに人文探究コースを設置するなど、普通科を希望する生徒の進路選択の幅が広がるよう対応を行ったところです。

○阪口委員 次の質問に入ります。教育振興大綱の中で働き方改革ということが言われています。「奈良の学び推進プラン」の10ページにも記載されているわけです。教育振興大綱は全て読みました。特に私は反対ではなく、強調したいのは、教師はもちろん県職員など公務員の労働が厳しくなっていると思うのですが、書いてあるだけではなくて、実行性を持たせてきっちりやっていただきたい。これについて教育委員会の意見があればお願いします。

○上島教職員課長 教員が心身共に健康で児童生徒と十分に向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、学校における働き方改革に取り組んでいるところです。

今年度は、地域や保護者の理解が不可欠であることから、働き方改革に関するチラシを作成し、市町村教育委員会を通じて、保護者や地域の方へ広く配布いたしました。

また、県立学校においては、教職員の勤務時間の適正な把握・管理のため、ICカードによる出退勤管理に努めており、7月からは出退勤管理システムを導入しています。今後は経年で実態を把握して分析し、改善、その効果を図り、PDCAサイクルでさらなる改善に向けた取組を検討・実施していきたいと考えております。

県教育委員会としては、今後も引き続き、働き方改革を着実に推進していきたいと考えております。

○阪口委員 あと2点質問があります。コロナ禍ですので、特に主張はしませんが、小・中・高等学校の教室のクーラーについては設置が進んだと思いますけれども、体育館のクーラー等も必要ではないかと思うのです。

現状、県下の小中学校、公立高等学校等の体育館のクーラーの設置状況はどうなっているのか、また全国の動き等についてもお伺いします。

○春木学校支援課長 県立高等学校については、設置率が1.1%となっております。全国平均は3.3%です。県立特別支援学校については、設置率が41.7%となっております。全国平均が21.9%となっております。

続いて、小中学校においては、県内の小中学校全体で7.6%の設置率となっており、全国平均は5.3%となっております。

全国状況ですが、高等学校については、東京都や徳島県の設置率が20%台と、やや高い状況になっており、特別支援学校については、東京都、三重県が80%以上となっております。

○阪口委員 今は、特にコロナの対応等が大変だと思いますし、予算等も限られているので、それ以上は指摘しませんが、例年暑くなっているのに、体育館のクーラー等についても、将来、考えていただきたい。それから、大淵池公園の体育館については、当委員会の所管ではないので、またどこかで発言したいと思います。

最後の質問に入ります。学校は大変だと思うのです、新型コロナウイルス感染症の対応と、授業が遅れていることで休めないということです。はっきり分からないこともあるのでお聞きしたいのですが、今までの小・中・高等学校での新型コロナウイルスの感染状況について、学校名は結構ですので学校数等をお聞きしたいと思います。また、本格的な冬を迎える学校の対策について質問いたします。

○稲葉保健体育課長 文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症発生した場合に速やかな報告を求めており、学校が本格的に再開し始めた6月1日から現在までの本県の感染者数は、児童生徒に関しては、幼稚園2園2名、小学校13校18名、中学校13校15名、高等学校11校29名で、計2園37校64名となっております。

また、教職員に関しては、幼稚園2園2名、小学校4校5名、中学校1校1名、高等学校4校4名、特別支援学校2校2名、計2園11校14名となっております。

また、今後の新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてですが、11月13日付の事務連絡において、寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイントをまとめています。主なポイントとしては、従来からの基本的な感染防止対策の実施に加え、寒い環境でも換気の実施を追記しております。換気の実施については、機械換気による常時

換気、機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開けを示しております。これらについては各市町村教育委員会及び各県立学校に対して同日に周知するとともに、家庭における健康観察の徹底について注意喚起をしております。

なお、現在、4月当初から学校三師会と連携して、新型コロナウイルスの感染拡大に関連して、学校保健において考えられる課題等について整理した「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校における学校保健に関するQ&A」を改訂しているところであり、今後、各市町村教育委員会に対しても参考資料として活用していただけるように情報提供していく予定です。

○阪口委員 高等学校については、県教育委員会が感染対策のマニュアルの徹底を図っていると思いますが、小中学校については、市町村教育委員会がしているのか、小中学校についても県教育委員会がしているのかお聞きします。

○稲葉保健体育課長 県立学校宛に出している全ての文書に関して、全て各市町村教育委員会にも周知徹底させていただきます。

また、各市町村の教育長会などについても、私からその辺りの説明を行い、資料として活用いただくように情報提供を行っています。

○尾崎委員長 審査の途中ではありますが、しばらく休憩します。再開は15時50分としたいと思います。

14:42分 休憩

14:53分 再開

○尾崎委員長 会議を再開します。それでは、発言をお願いいたします。

○今井委員 まず、学校の耐震化の関係ですが、部活の部屋や同窓会館など、学校にはいろいろな施設がありますけれども、そのようなものも今回の計画に含まれているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、高等学校のことで陳情がありましたが、さらに県外にどれぐらい進学しているかという資料をいただきました。北部Aというのが奈良市を中心にした学校ですが、定員の割合が62.0%とありますけれども、この率は当該地域の卒業生に対する地元の学校の募集人員の割合ということです。北部Bというのは、郡山高等学校、添上高等学校、二階堂高等学校、奈良北高等学校、西和清陵高等学校、法隆寺国際高等学校で、定員の割合は、この地域では72.9%です。東部は125.5%、南部は161.6%、私の地元である西部は44.3%で、県立高等学校の募集人員の割合が非常に低いという

のが今回の再編後の状況ではないかと、資料を見て改めて感じました。

県立大学附属高等学校の開校が遅れるということで、来年度、西の京高等学校の募集人員が減る分をほかのところに分けて、それを含めて数字を検討しましたが、そうすると北部Aが約51%ということで、生徒に対する枠がさらに狭まることが明らかになっております。一番低いのが私の地元で31%ですが、南部は21.3%、北部Bは12.6%で、非常にアンバランスだと思います。

県外への流出率が一番高いと問題になっておりますが、子どもたちがどのような学校を選んだのかですけれども、県内の学校に行ったのか、他府県の学校に行ったのかを見ると、やはり他府県の学校に行っているということが、はっきりと出ております。

高校再編の計画をつくってから、今年は初めての入試が行われたわけですが、もう一度これでよいのかということ、一度立ち止まって検討することが、今後、矛盾を広げないためにも必要ではないかと考えております。平成31年は卒業生が1万907人で、県外に行っているのが1,260人です。令和2年は卒業生が1万471人で、県外に行っているのが1,487人で、生徒が436人減っているにもかかわらず、県外に行っている生徒が227人も増えています。

先日、傍聴した奈良県教育サミットでは、各テーブルの発表の中で、奈良県の子どもたちが奈良県で教育を受けて奈良県で働いてほしいという意見が結構出ておりました。そのような意味で、私はもう一度、来年の入試の在り方を見直す必要があるのではないかと考えているところです。

このような中で、今、子どもがどのように中学校の授業を受けているかですが、いろいろあると思いますけれども、地元の子どもたちからは、学校に行っても入試の話ばかりで面白くないといった声が聞こえております。結構、皆さんは塾に行っていて、子ども時代を奪われています。国連の子どもの権利条約委員会から日本政府が勧告を受けておりましたが、まさにそのような状況が奈良県の子どもたちにも起きているということで、そのようなものを緩和して、奈良県の教育を本当によいものにすることが必要ではないかと常々考えているところです。これに対して、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

今、奈良高等学校と平城高等学校の問題で、いろいろなレベルでの協議会といったものが開かれていると聞いておりますが、具体的にどのようなレベルで、どのような協議が行われているのか。また、部活動などについては、以前は平城高等学校には広いグラ

ウンドやテニスコートなどがあるので、それらも使ってよいという意向を聞いているという話をしましたが、今、そうした問題がどのように進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

○春木学校支援課長 同窓会館についてお答えしたいと思います。

先ほど吉田教育長から、県立学校施設の整備方針、長寿命化整備計画の検討状況について説明がありましたが、県教育委員会においては、今年度中に県立学校施設の長寿命化整備計画を策定する予定です。

生徒が日常的に授業で使用している校舎や体育館だけではなく、同窓会館についても、学校によって利用用途は違うようですが、食堂や研修等で利用されていると聞いており、老朽化しているものについては、その利用頻度や今後の必要性等を検討した上で、将来的にも学校運営上必要とされる場合は、長寿命化整備計画の方針の下、老朽化対策に取り組んでいこうと考えております。

○熊谷教育政策推進課長 平城高等学校の地への奈良高等学校の移転についてお答えします。

平城高等学校については、これまで地域に果たしてきた歴史的・文化的な役割が多いと感じており、それらを奈良高等学校が受け継ぐため、昨年度より両校の学校関係者が集まって協議を進めてきました。今井委員お述べのように、今年度、両校が中心となって地域との協議会を立ち上げました。7月28日に第1回、11月5日に第2回を開催し、地域連携に関することや、生徒同士の交流等について議論しました。両校による朱雀地区の地域活動を計画していたのですが、実際の生徒同士の活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全て中止となっております。その後は感染症の状況を見守りながら、両校の生徒会や部活動の交流について検討を行ってきましたが、10月23日と11月25日に地域連携に係る両校の生徒会の交流も実現しております。11月25日の2回目の交流の機会には、地域の方にも出席していただき、両校で地域の方の思いを共有する機会ともなったようです。今後も両校の生徒会が中心となって互いに協力し、新たな地域連携の形を企画・展開してくれると期待しております。

スムーズな移転に向けて、県教育委員会としては最大限支援していきたいと考えております。

○今井委員 同窓会館は、確かにいろいろな形で使われておりますので、同窓会館も含めてやっていくということですので、ぜひよろしく願います。

それから、平城高等学校と奈良高等学校の問題では、生徒同士の交流の話がありました。私も聞かせていただいたのですが、奈良高等学校の子どもたちが自分の学校の制服を着て、平城高等学校の門をくぐるときに、非常に圧迫感、違和感といったものを感じたという話を聞いております。それは子どもたちの責任ではなく、学校の統廃合の問題で、平城高等学校の地を奈良高等学校が使うといったことが、いろいろな形で子どもに影響を与えているという感じを受けました。

子どもたちの声をよく聞いて進めればよいのですが、私は制服なしでもよいのではないかと思っております。この間も子どもの権利について質問しましたが、本当に子どもに寄り添って、子どもを大事にしていくというのが、これからの奈良県を代表していくであろう21世紀の新たな学校の在り方ではないかということを常々考えております。そういったことも含めて、ぜひ進めていただくようお願いしておきたいと思っております。

それから、来年は生徒が1学年だけになるので、購買が続けられるかどうか分からないという話を聞いたのですが、奈良高等学校は前年度の募集でかなりの応募があったのです。そのため、奈良高等学校の普通科の希望者が多いということで、奈良高等学校についてはもう1クラス増やすという考え方もあるのではないかと思います。それにより、今はプレハブ中心の校舎ですが、そこで勉強するのが難しいということであれば、今、平城高等学校の施設をスポーツ関係で使っているので、平城高等学校の校舎を活用することも、来年の在り方として考えることができないかと思うのですけれども、吉田教育長の考えをお伺いしたいと思っております。

○吉田教育長 移転の際に、奈良高等学校の1年生を平城高等学校の校舎で募集するという話もありましたが、今、来年度に関して、そういったことは不可能だと思います。

1年生が平城高等学校の校舎を活用することを考えた時期もありましたが、仮設を建てなければならなくなり、仮設校舎を建てるまでの間に城内高等学校への移転もありましたので、奈良高等学校にとっては、今回の募集で一部の学年が平城高等学校に行くということは、やはり全体的な教育活動に大きな支障があると考えられるので、非常に無理があると思っております。

○今井委員 来年度の募集でもかなりのアンバランスが出ているので、子どもたちが本当に安心して学校を選択できるよう、そのような再編について具体的に示していただきたいと思っております。

次に、国体の関係でお尋ねしたいと思っております。

国体の問題では、奈良県と橿原市が新たなスポーツ拠点整備に関する覚書を交わしたと伺っておりますが、県の施設と市の施設を交換するというのは、広さも違いますし、具体的にはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

また、全国では、国体などのために非常に大きな施設を造って、後の維持管理が大変になっているという話も聞きますが、どのような規模のものを考えているのか。また、令和13年の国体に向けて、どのようなスケジュールを想定しているのか、お尋ねしたいと思います。

○木村スポーツ振興課長 現在、県は橿原市に、県の橿原公苑と橿原市の橿原運動公園を交換する話を持ちかけております。交換の条件ですが、今井委員お述べのとおり面積が違いますので、それぞれ現在のエリアについて評価を行い、その評価に見合う交換になります。橿原公苑は10ヘクタールで、橿原運動公園は30ヘクタールですので、この10ヘクタールと30ヘクタールを単純に交換するわけではなく、それぞれの評価額を出して、差額が出た場合にはそれをお支払いするという、金額面では等価という条件で交換を持ちかけております。

それから、規模についてですが、現在、橿原市を含め磯城郡3町とも整備についての協議を始めたところですが、どこにどのような施設を造るかというのは検討中です。今後、施設建設費や建設後の維持管理費などについても試算し、県財政にとって負担とならないよう、十分考慮して奈良県にふさわしい規模の施設を整備したいと考えております。質問にありました規模というのは、そういったことに含まれているかと思えます。

最後に、スケジュールについてですが、国体が2031年の開催ですので、その前年にはプレ大会を開催する必要があるため、その前に、核となる主会場については整備を進めていきたいと思っております。

○今井委員 橿原運動公園については、小さな子どもからお年寄りまで、年間20万人ぐらいの市民の皆さんが利用されている公園だと聞いております。そのため、進め方については十分に地元とも協議して、合意を得ながら進めていくべきではないかと思っておりますので、意見として申し上げておきたいと思えます。

最後ですが、最近、子どもの虐待が非常に増えており、私にも相談がありました。かつて、一時保護所で預かっていただいたことがある子どもについての相談でした。現在、一時保護所が、奈良市にある中央こども家庭相談センターにしか設置されていないとい

う問題があります。高田こども家庭相談センターで話を聞かせていただいたのですが、夜中でも一時保護所に移すということになると、警察にも協力していただいて一時保護所まで届けると聞いております。いろいろな背景を持った子どもと一緒に生活することになるので、いじめなどいろいろな問題もあると聞いております。

以前は高田の児童相談所に一時保護所があったのですが、中南和地域にも一時保護所が必要ではないかと考えておりますけれども、高田こども家庭相談センターが一時保護する子どもの割合を教えてください。また、県では、高田こども家庭相談センターにも一時保護所を設置する考えがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○矢富こども家庭課長 県の一時保護のうち高田こども家庭相談センターの割合ですが、4月から10月までの実績を見ると、全体に占める割合は46.7%で、件数は41件です。

一時保護所全体の定員ですが、中央こども家庭相談センターに隣接する一時保護所の定員は20人で、昨年度の1日平均の在籍は14.2人という状況です。

これまでから、高田こども家庭相談センターでは、一時保護所が離れていても、一時保護所と緊密に連絡を取り合い、保護児童やその家庭の状況を見極めて、適切に一時保護とその後の対応を行っているところです。

今後とも、子どもの生命と安全を守るため、一時保護が必要な場合は遅滞なく適切に実施するとともに、子どもが一時保護所内で安心して過ごすことができるように努めていきたいと思っております。

一時保護所の高田こども家庭相談センターへの設置については、現在の体制で対応は可能だと考えていますが、一時保護所の定員と配置など、県全体としての在り方について検討していきたいと思っております。

○今井委員 子どもの虐待の問題は年々深刻になってきているので、ぜひ、その在り方を考えていただくようお願いして質問を終わります。

○亀甲委員 数点質問したいと思います。

初めに、ヤングケアラーについて質問したいと思います。

日本ではヤングケアラーの明確な定義はないようですが、昨年の国会答弁において、厚生労働省ではヤングケアラーの定義を、本来、本人が担うと想定されていない家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指すとしています。

また、本年12月に厚生労働省が、初の全国的な実態調査を始められると聞いており

ます。過去の実態調査は、一部の自治体や研究者によるもので、全国のヤングケアラーに関する公的なデータはないということですが、今回、全国的に調査するということは、国もそれだけ事態を深刻に捉えているのではないかと感じております。

そのような中で、県としてヤングケアラーについて、どのように認識しているのかお聞かせください。

○矢富こども家庭課長 ヤングケアラーの定義については、亀甲委員がお述べになったとおり、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護などが生じている18歳未満の子どもと定義されています。

ヤングケアラーの課題は、子どもたちが、家族の介護や世話などを日常的に行うことにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があることや、また、その結果、勉強がうまくいかなかったり、友人関係がうまく築けないなど、子どもの将来に影響を及ぼすことの懸念が指摘されているということです。

亀甲委員お述べのとおり、本県においても、また、全国的にもヤングケアラーの詳細な実態を把握できていないというのが現状です。そのため、厚生労働省では、全国の教育現場に対して、ヤングケアラーの人数や、介護などを行っている家族は誰か、子どもの負担の度合いなど、ヤングケアラーの実態調査を今冬にも実施し、今年度末には結果を取りまとめると聞いております。

県ではヤングケアラーの問題は、子どもたちに関わる重要な課題であると認識しております。このため、今回、報告いたしました「第2次奈良県子ども貧困対策及びひとり親家庭等自立促進計画（案）」に、子どもの悩みに気づき受け止める心のケアの充実を推進する取組の一つとして、ヤングケアラーの相談・支援を位置づけているところです。

今後、国の実態調査の結果を踏まえ、児童福祉、教育、介護、医療等の分野が連携しながら、ヤングケアラーの課題を共有し、必要な支援につなぐ体制づくりなど、しっかりと必要な取組として進めていきたいと思っております。

○亀甲委員 ヤングケアラーについては、なかなか実態がつかめないというのが正直なところだと思っております。また、学校現場などに直接関わってくる話だと思います。今回、厚生労働省から教育委員会にお願いして実態を調査していくと聞いておりますので、しっかりと対応していただきたい。

去年の7月ぐらいに、ヤングケアラーについて、市町村の要保護児童対策地域協議会

に実態を聞かれた調査結果がありますが、子どもと接する要保護児童対策地域協議会においても、ヤングケアラーの概念を認識しているのは3割弱にとどまっており、その3割弱の方の半数程度が、概念は認識しているけれども、子どもの生活実態まで把握していないということでした。なかなか見つけにくい大きな課題だと思っております。

今後、国が調査されるようですが、私の一つ思っていることがあります。子どもと関わる学校の先生、福祉関係者などに、ヤングケアラーという概念を周知することが、すごく大事なのではないかと思います。昔であれば、親が働いていて、兄弟がいて、お姉ちゃんが弟や妹の面倒を見ているという美談になりますが、結果として、子どもたちの教育が遅れたり、就労がなかなかできなかつたり、学校に行けなかつたりしているのが現状です。今までは美談だったと思うのですが、そうではないということ、ヤングケアラーの概念を周知することによって、学校関係の方も含めて、しっかりと認識することが大事なのではないかと思います。

そのためにも、国の調査を踏まえなくても、周知することは簡単ではないかと思いますので、ヤングケアラーの概念と、こういうことがあったら、こういうつなぎ方をしていくということをしっかり伝えていただきたい。また、国の調査結果により、国も支援に動くとは思いますが、それを踏まえて、県として支援と周知を徹底していただきたいと思います。これは要望ですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、不登校生徒のオンライン学習について、学びの場所を広げるという意味もあり、質問したいと思います。

文部科学省は2005年に、不登校生徒がインターネットなどを活用して自宅学習をしたり、学校外での指導を受けたりした場合、一定の要件を満たせば校長の判断で出席扱いできるという通知を出されています。2019年10月にも改めて、オンライン学習を出席扱いするよう全国に通知が出されたようです。

しかし、実態としては、出席が認められるケースは大変少ないということが分かっております。奈良県もそうだと思うのですが、不登校生徒は年々増えている状況だと思います。奈良県の小・中・高等学校においては、1,000人当たりの不登校生徒の数は、全国の平均値よりもかなり上であるというのを見ました。このコロナ禍の中でもオンライン学習をされたと思うのですが、オンライン学習をしたときに、現在、奈良県としては出席扱いにしているのか、事例があれば教えていただきたいと思います。

○山内学校教育課長 亀甲委員お述べのとおり、国からの通知で、ICT等を活用して

学習活動を行った場合の指導要録上の出欠に取扱いについては、校長の判断で出席扱いとすることができるとされています。校長権限であり、報告義務はありませんので、当方で取りまとめているところはありません。

事例としては、奈良市や香芝市において、オンライン教材を活用した学習支援を実施し、校長判断で出席扱いとした例があると聞いております。

○亀甲委員 校長判断なので、なかなか実態を把握しきれていないところもあると思います。

これから、GIGAスクール構想により1人1台端末の時代になります。学校外で、不登校の子どもの居場所をつくることはしていると思います。家から出られない子ども、部屋から出られない子どもはたくさんいると思います。そう考えると、オンラインによって出席できるというのは、不登校児童生徒にとっての居場所づくりになります。私の娘は高校3年生で、大阪の学校に通っているのですが、コロナ禍ですので、ずっと自宅でオンラインの授業を受けていました。そして、オンライン学習にすることによって、不登校の子どもたちが、画像を出さずに音声だけ聞こえるようにして出席していたと娘が言っていました。

これからの時代のことを考えると、オンライン学習については、校長判断ではあるかもしれませんが、県として、その方向性を各市町村教育委員会にも発信していくべきではないかと思うのですけれども、吉田教育長、お願いします。

○吉田教育長 オンライン学習によって、子どもの学力がある程度高まっていくことは大事であり、そうであってほしいと思っています。ただ、オンライン学習を授業として認めることに対して、国の考え方は、なかなか柔軟にはなっていきません。オンライン学習には、受信しているほうに教員がいないと駄目であるなど一定の要件があるので、奈良県が行った在宅教育も、国としては認められず、臨時休業扱いにすべきだということです。

不登校の子どもに授業を提供して、子どもたちが力をつけていくことは大事だと思っているのです。そのため、来年度は、特に小学校6年生を想定しておりますが、教員5人を教育研究所に集めて、不登校の児童に対して、面談等もあるかも分かりませんが、教科学習をオンラインでできるかどうか研究して、実際に授業を提供することもやっていきたいのですが、県としては、そして私も、それは授業だと認めていきたい。ただし、国のハードルがあるとそれが認められないことになるので、規制緩和をしてい

ただければありがたいです。そのため、亀甲委員の力もお借りしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○亀甲委員 国会でも、しっかりと今の時代に合った体制整備をしていかなければいけないという話が出ておりましたので、吉田教育長がおっしゃったような規制緩和をしていかないといけないのではないかと考えております。

大分県教育委員会では、この6月から不登校の児童生徒にアニメを活用したオンライン授業をされているようです。サポートしているのは教員経験者で、家庭学習指導員という形で実施されているようです。また、長野県松本市では、スマートフォンなどを使ってスクールカウンセラーとの授業や面談を行った場合は出席扱いにしており、熊本県では、一斉休校となったことで、オンライン会議システムを活用して授業配信を行い、不登校の児童生徒も授業に参加したことから、現在も希望する児童生徒に配信を行っているということで、オンラインを使った取組をされているところが増えています。

それから、オンライン学習とは少し違いますけれども、フリースクールなどについては、奈良県内にもあるのかは分からないのですが、通信制の高等学校では、小中学生向けにICTによる授業をしているところがあるようです。

兵庫県教育委員会は「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を今年の3月に策定されました。民間施設と市町村教育委員会などがしっかり連携して、子どもたちの人間的サポート、学習サポートを呼びかけて、学校以外の居場所をつくっていこうということでガイドラインを策定されたのです。学校とも連携して、フリースクールなど学校外の施設でも出席扱いできる居場所をつくってあげよう、勉強ができる機会を広げてあげようということですが、兵庫県のものがありましたので紹介しました。

いろいろな形で不登校の子どもたちが、また学校に行けるというよりも、社会に出て頑張っていける体制をつくるのが大事だと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、通級指導教室についてお伺いします。

昨年、最初の代表質問でも質問したのですが、今年どれだけ増えたのか、教えていただきたいと思います。

○中井特別支援教育推進室長 通級指導教室は、軽度の言語障害や学習障害等の発達障害のある児童生徒へ、障害の状態に応じ、学習上または生活上の困難を改善するための指導を行うものです。

設置の現状については、令和2年5月1日現在、12市7町において、小学校30校に41教室、中学校12校に13教室が設置されております。令和元年度と比較して、小学校で6教室、中学校で4教室増加しております。

○亀甲委員 努力していただいていると思っております。

前に質問したときには、全国平均の約半分と、低い状況にあるという答弁をいただいております。本当に通級指導教室に関しては、すごく力を入れていただいていると認識しております。以前も専門性が必要という質問をしましたが、専門性を高めるために、県としてはどのような取組をしているのか教えてください。

○中井特別支援教育推進室長 通級指導教室を担当する専門性の高い教員を育成するために、平成30年度から児童生徒の実態把握や具体的な指導の在り方を学ぶ4回の連続講座を実施しております。今年度は残念ながら新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施回数や受講者を減じて実施しております。また、平成31年3月に通級指導教室の実践事例や教材等を示したハンドブックを作成し、各小中学校等へ配布しております。

○亀甲委員 順次、増やしていただいていると思っております。各市町村のことがあるとは思いますが、例えば、子ども食堂であれば小学校区に1か所つくっていききたいという目標があると思いますが、今後の県としての方向性、目標について、お聞かせいただきたいと思っております。

○中井特別支援教育推進室長 亀甲委員お述べのような具体的なイメージを、今、申し上げることは難しいのですが、今後も県内の通級指導教室を充実させていくという方向性に変わりはありません。

通級指導教室を設置するには、人的配置のほかに市町村における教室環境の整備や教材教具の準備等も必要となります。新設に当たっては、設置者である市町村教育委員会の意向を踏まえ、県としても対象となる児童生徒の実態等も確認して、お互いに連携を取りながら取り組んでいきたいと思っております。また、小学校と中学校との指導や支援の連続性をもたせることができるよう、中学校へのさらなる設置を含め、市町村教育委員会へ周知を図っていききたいと思っております。

○亀甲委員 今、中学校の話もありましたが、私の知り合いの方が、通級指導教室に通っていたのですが、中学生になるときに中学校に通級指導教室ができて、連続しているので状況が分かってもらえて、無事卒業して働いているのですけれども、本当に連続性というのはすごく大事だと思います。不得意な部分というのはあるので、本当に親身に

なって、早く手を打ってあげれば改善していきます。そのようなことを私は近くで見ってきましたので、通級指導教室に関しては、県としてもしっかり力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、高校生の就職について、以前、質問しましたが、求人も含めて1か月遅れているという答弁でした。10月には内定者も出てきていると思っておりますので、現状を教えてくださいいただけますか。

○山内学校教育課長 労働局の発表では、本県においては、10月末現在、内定率が57.5%となっております。まだ就職を希望する生徒の6割しか内定していない、大変厳しい状況だと思っております。原因としては、やはり求人数が昨年度より少なく、不合格になった者がいることです。特に本県においては、女子の内定率が47.9%と顕著に低く、この理由としては、事務や販売の職種において求人数が少なかったという分析を労働局から伺っているところです。

その後も公立高等学校に関して追跡を続けており、労働局の数字と分母は異なりますが、11月末現在で、74.7%まで内定率が上がってきました。まだ残りの生徒はたくさんおりますので、今後、年度末に向けて個別の支援に力を入れていきたいと考えております。

○亀甲委員 やはりコロナ禍の中で求人数も減っているということです。全国的には就職をやめて専門学校へという話も聞くのですが、奈良県では求職率がほぼ変わっておらず、専門学校へ行くよりも、どちらかと言うとそのまま就職を希望されているという話を聞いております。現在、74.7%の内定率という話ですが、57.5%のときは、全国で一番ポイントが低く、少し目立っていました。努力はしていただいているとは思いますが、現状ではこういったこともあるということを確認していただきたいと思っております。

もしかしたら来年は、もっと少なくなる可能性もあると思っておりますので、大阪などでは、1人1社ではなく、複数応募できるといった形を取るなど、いろいろな形でマッチングをしていこうというところもあると思っております。

高等学校を卒業して3年以内の離職率がかなり高いと聞いており、求人が少なくなる中で、しっかりしたマッチングをしていかないといけないと思っております。大学のよう、いろいろなところに行くというのは、なかなか難しいと思うので、しっかりとしたマッチングができる体制を考えるべきではないかと思っております。大変だとは思

のですが、卒業して就労できる体制をしっかりと組んでいただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

時間がないので、もう1つは次の機会に質問します。以上で終わります。

○尾崎委員長 委員会の運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○中村副委員長 それでは、委員長に変わり、委員会を進めさせていただきます。

○尾崎委員長 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について代表質問させていただきました。私からは1点だけ質問させていただきます。

荒井知事からインターネット上での誹謗中傷、人権侵害については、インターネットステーションにより、サーチライトで匿名等の人権侵害を発見した場合、奈良地方法務局に対し、プロバイダ等への削除要請を依頼していると答弁をいただきました。新型コロナウイルス感染症関連では、既に19件の削除要請を行って来ていました。また、県民だより奈良12月号においても、インターネットでの誹謗中傷は法的責任を問われる恐れがあると周知していただきました。さらに、インターネット上での誹謗中傷の検索をAI技術を駆使して効率的に取り組んでいくとの答弁もいただきました。あわせて、研究も深めていきたいという答弁もいただいております。

議場で私が紹介した長崎県での対策の詳細を申しますと、誹謗中傷等の投稿の削除や投稿者情報の開示請求の弁護士費用について、30万円を上限に2分の1を支援していました。さらにネットパトロールで、悪質と思われる投稿の画像を保存して、被害者の求めに応じて保存した画像を提供されていました。また、個人での書き込み、画像の保存や電話の録音、貼り紙の保管なども県民に推奨されていました。私も思い切った対策を打たれたと、それほど憲法が保障する人権を重視されての対策だったのだろうと思い、それらの経緯を聞きました。答えは非常にシンプルで、思い切ったという認識はなく、これぐらいは当然だといった答えでした。

そこで質問ですが、インターネット上で声の大きい人からの誹謗中傷等にさらされている、人権侵害を受けた弱い立場の家族や個人が、泣き寝入りをしなくてもよい本格的な取組を早急に研究していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○水谷人権施策課長 インターネット上での誹謗中傷をなくすためには、本会議で知事からも答弁しましたとおり、実態を把握し、その内容が誹謗中傷に当たるかどうかを検証し、その上で公表していくことも必要であると考えております。

また、インターネット上での書き込みは匿名でされるということで、発見が困難であることから、今までのインターネットステーションの取組等に加えて、AIなどのデジタル技術を駆使し、どのようにしたらインターネット上の誹謗中傷の検索を効率的、集中的に行えるかについて、他府県の先進事例も調査しながら検討していきたいと考えております。

尾崎委員長から、インターネット上での誹謗中傷を抑止するために長崎県が行っている取組の紹介がありました。インターネット上での書き込みが匿名で行われるために、被害を受けた方が損害賠償請求を行うためには、まず発信者の特定を行わなければなりません。そのためには裁判手続が必要なのですが、現在、その手続には時間とコストがかかり、被害者にとって負担であるとともに、相手を特定することが困難となっております。

総務省では、発信者情報開示手続を円滑にするために、投稿者を特定する情報開示手続を簡素化する新たな裁判手続を盛り込んだ案を取りまとめられたと聞いております。来年の通常国会に、プロバイダ責任制限法の改正案が提出されるとのことですので、時間、コスト面での緩和がなされるかどうか、注視していきたいと考えております。

インターネットを含め、人権侵害をなくすためには、県からメッセージを発信して、県民に理解していただくための啓発活動が重要と考えております。尾崎委員長からもご紹介いただきましたように、県民だより奈良12月号においても、改めて注意喚起したところです。

インターネット上の誹謗中傷をなくす研究と併せて、今後も引き続き、あらゆる機会を通じて、いかなる差別も許されないということを県民に呼びかけていきたいと考えております。

○尾崎委員長 今、答弁されたように、国を挙げてインターネット上での誹謗中傷問題について取り組んでいこうとされています。奈良県は人権対策については先進県だと思っておりますので、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。

県は奈良地方法務局に削除要請を依頼されていますが、それには基準があると私は思いました。基準もなく削除要請を依頼しないので、事例なのか判例なのかは分かりませんが、明らかな人権侵害に対しては、奈良地方法務局に依頼してプロバイダ等に削除要請をされていることから、同じように奈良県でも一定の基準を決めて訴訟案件への助成を行っても、何ら矛盾しないのではないかと思います。

人権侵害被害を食い止める決定打はなかなかなく、私はネット上での誹謗中傷事案は、人が死ぬほどの大きな社会問題であるということで、やはり重要視していきたいと思えます。行政としては、税金を使って、県民にインパクト・発信力のある施策を実施することや、深い議論をすることも非常に大切なことだと思うのですが、一方で、人が死ぬほどの社会問題にまでなってしまった今日に至っては、議論を続け、知恵を絞りつつも、同時進行で、政治判断による施策を打つという決断も必要ではないかと感じております。知事の深い見識に理解を示す県民も多くいるでしょうが、被害を受け苦しんでいる当事者や、そのご家族の苦しみを思うと、議論のみで本当によいのかという思いでいっぱいになります。被害を受けて苦しむ人の立場に立ち、今後も委員会等で議論をしていくことを決意して質問を終わります。

○中村副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○尾崎委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に委員長報告についてであります。本会議で討論をされる場合は、委員長報告に意見を記載しないこととなっております。日本共産党はどうされますか。

○今井委員 討論はしません。

○尾崎委員長 それでは、委員長報告に反対意見を記載することとします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。